

平成27年5月臨時会

議案説明資料

県土整備部

平成27年5月臨時会議案説明資料目次

県土整備部

【予算関係以外】

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について (2)工事請負契約(街路滝山桜谷線トンネル工事(交付金))の締結についての議決の一部変更について(平成27年3月12日専決) (4)損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成27年3月17日専決) (8)損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成27年3月31日専決) (11)損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成27年4月18日専決)	道路建設課 道路企画課 道路企画課 道路企画課	1 2 3 4
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	西部総合事務所 米子県土整備局外1	5

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について (2) 工事請負契約（街路滝山桜谷線トンネル工事（交付金））の締結についての議決の一部変更について （平成27年3月12日専決）</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 工事請負契約（街路滝山桜谷線トンネル工事（交付金））の締結についての議決の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成27年3月12日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 6 工事完成期限中「平成27年5月13日」を「平成27年9月16日」に改める。</p> 

区分	議会の委任による専決処分の報告について (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成27年3月17日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成27年3月17日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 甲 日野郡日野町下菅188番地1 有限会社原明建設 代表取締役 原明 幸路 乙 日野郡日野町 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を8割とし、県は、損害賠償金21,709円を甲に支払うものとすること。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成26年12月4日 午前8時45分頃 イ 事故発生場所 日野郡日野町下菅地内 ウ 事故の状況 和解の相手方乙が一般国道180号を和解の相手方甲所有の普通貨物自動車で走行中、道路路肩に停車した際、折損した視線誘導標に接触し、同車両が破損したものである。</p>

区分	議会の委任による専決処分の報告について (8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成27年3月31日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成27年3月31日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金158,436円を支払うものとすること。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成27年1月17日 午前2時頃</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市青谷町青谷地内</p> <p>ウ 事故の状況 一般県道俵原青谷線に設置している自転車駐車場の屋根が、強風により吹き飛び、和解の相手方所有の建物に当たり、同建物が破損したものである。</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について (11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成27年4月18日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成27年4月18日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 日野郡日南町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金366,997円を支払うものとすること。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成27年2月4日 午後0時55分頃</p> <p>イ 事故発生場所 日野郡日野町福長地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局所属の職員が、公務のため小型特殊自動車（除雪車）を運転中、駐車場内において運転操作を誤り、駐車していた和解の相手方使用の軽乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・損害賠償金366,997円 うち、保険支払額336,997円、県費支出額30,000円 （免責額30,000円）</p>

報告第3号

長期継続契約の締結状況について

国土整備部

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	西部総合事務所	物品	プロジェクター	1台	米子市両三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	155,471	平成27年2月16日～平成32年2月15日	鳥取県西部総合事務所米子国土整備局
2	西部総合事務所	物品	シェレッダー	1台	米子市両三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	213,840	平成27年1月15日～平成32年1月14日	鳥取県西部総合事務所日野振興センター

